

青森県報

第三千九百四十二号

平成二十七年
一月九日
(金曜日)

目次

告 示

- と畜場番号の一部改正…………… (保健衛生課) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 一
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出…………… (建築住宅課) …… 一
- 青森港港湾計画の変更の概要…………… (港湾空港課) …… 三
- 建設業者の許可の取消し…………… (三八地域 (県民局)) …… 三
- 選挙管理委員会…………… (事務局) …… 四
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表…………… (事務局) …… 四
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 四
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出…………… (同) …… 五
- 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出…………… (同) …… 五

告 示

示

青森県告示第五号

昭和四十三年三月十六日青森県告示第百八十七号 (と畜場番号) の一部を次のよう

に改正する。

平成二十七年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「株式会社三戸食肉センター」を「スターゼンミートプロセッサー株式会社青森工場三戸ビーフセンター」に改める。

青森県告示第六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

平成二十七年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	地域相談支援の種類	一般相談支援事業を行う所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法人海陽会	上北郡野辺地町字上小野八〇の一五	地域移行支援	相談支援事業所あすなろクリーナ	上北郡野辺地町字上小野八〇の一五	平成二七・一
社会福祉法人海陽会	上北郡野辺地町字上小野八〇の一五	地域定着支援	相談支援事業所あすなろクリーナ	上北郡野辺地町字上小野八〇の一五	"

青森県告示第七号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第七十七条の三十五の五第二項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示す

る。

平成二十七年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区分	住所	業務定	変更年月日
株式会社 セブンスター	名称	東京都新宿区新宿一丁目八番一	所の業計 所在務算 地を適 地行合 う性 事判	平成二十六年十二月二十二日
一 新 宿 東 京 都 新 宿 区 新 宿 一 丁 目 八 番 一	一 新 宿 東 京 都 新 宿 区 新 宿 一 丁 目 八 番 一	一 新 宿 東 京 都 新 宿 区 新 宿 一 丁 目 八 番 一	一 新 宿 東 京 都 新 宿 区 新 宿 一 丁 目 八 番 一	一 新 宿 東 京 都 新 宿 区 新 宿 一 丁 目 八 番 一

六ネ三三 四うの中 九 八 七 六 五 四 三 二 一
 ○ビの番愛 ぎ六区広目北 中 興一市 総目市 ルさ二ま ○や中 一カ目青 ビー新
 一ル一町媛二ん 八島ルの内山町根 駒の区知八の区奈イた目浦玉三の一島シイ○区城六大一京
 号デ三七県号ビ広丁県二一山県六 県ビ一錦県北川ンま和県号一県テ仙の本県階橋丁都
 室イ 丁松室ル島堀広階九下岡 松ル一 名ル九幸 県グ浦の区さ室ビの郡イ台二町仙 御目新
 ゴツ一市 ○ゆ五市 成丁市 市階名目屋階日丁浜階ビ 砂た 一 市階り 丁市 駅の区

変更後

八 七 六 五 四 三 二 一	十 十 十 十 十
八 七 六 五 四 三 二 一 目北 中 パー市 総目市 ルさ二ま ○や中 一カ目青 ビー新 ビ三区岡原島 四中愛第三西神テイタ目浦玉三の一島シイ○区城六大一京 ルの内山町根クの区知八の区奈イた目浦玉三の一島シイ○区城六大一京 二一山県六 松ル 四名ル九幸 県グ浦の区さ室ビの郡イ台二町仙 御目新 階九下岡 一山 江七久丁古八 二横三和三高 一 市階り 丁市 駅の区 成丁市 市階屋目屋階日丁浜階ビ 砂た 一 市階り 丁市 駅の区	十 十 十 十 十 設の市五室第一児四川 市三 市二 〇ち目市一 会八牧 二の島 原川 長万 四ご九駅 館 港沖 ビ三市鹿八ミ原宮崎才長号佐の前佐 四沖五縄 ル 東児階ネ町崎比町崎室賀三中賀 階縄丁県 三鹿千島 ツ五県ル三県 ビ八中央 階目浦 階児石県 クの宮八の長 ル 一佐 建六添 B島町鹿 ス一崎階四崎 七い丁賀

- 一 商号又は名称 有限会社コマツ工業
- 二 代表者の氏名 小松 雅彦
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字赤保内字外平一四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第三〇〇三六号
- 五 取消年月日 平成二十六年十二月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年一月九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
維新の党衆議院青森県第2選挙区支部	中野渡 詔子	大下内 綾子	十和田市大字相坂字高清水一三九の四	平成二六・二・二六

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
坂上淳一後援会	坂上 淳一	坂上 淳一	十和田市西二番町二の八	二六・二・二七
成田まこと後援会	成田 誠	成田 守	北津軽郡板柳町大字館野越字早稲田一	二六・二・二五
中西修二後援会	北 久幸	中西 修二	八戸市大字大久保字西ノ平二五の三一三	二六・二・二五
田中透後援会	成田 昭司	神 郁夫	つがる市柏桑野木田福山三八の六	二六・二・二四
松本和春後援会	松本 豊	木村 一雄	五所川原市大字下岩崎字尾花原五八の一	二六・二・二四
松橋勝利後援会	工藤 隆夫	松橋 正大	つがる市富范町里見三六	二六・二・二二
斉藤重美後援会	斉藤 重美	漆坂 政行	十和田市大字奥瀬字下川目二四〇の五七	平成二六・二・二七

青森県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年一月九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日

自由民主党青森県 宅建支部	会計責任者	藤林 吉明	久保 博愛	平成 二・二・六
自由民主党三沢市 支部	主たる事務 所の所在地	三沢市大字三沢 字南山八五の一 〇	三沢市深谷二丁 目九四の三〇三	平成 二・二・〇

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 月 日 出
青森県不動産政治 連盟	会計責任者	藤林 吉明	久保 博愛	平成 二・二・六
藤田光彦後援会	主たる事務 所の所在地	三沢市桜町二丁 目一一の二四	三沢市桜町二丁 目一六の二七	平成 二・二・二
谷川政人後援会	代表者	工藤 健三	対馬 利夫	平成 二・二・五
蒼雲会	代表者	小林 忠一郎	石岡 竜太	平成 二・二・七

青森県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年一月九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
成田昭司後援会	平成二・二・一	平成二・二・四
柴田久子後援会	二・二・二六	二・二・二六

青森県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年一月九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所 の所在地	届 月 日 出
柴田 久子 （青森市議会 議員）	柴田久子後援会	柴田 久子	青森市大字三内字丸 山一一の二二七	平成 二・二・六

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭